

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（149）

2. 日時：令和4年5月20日（金）13：30～15：30

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川企画調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与、小舞管理官補佐

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤室長、高橋係長、山下係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他10名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第7条（人の不法な侵入等の防止）、第10条（誤操作の防止）、第11条（安全避難通路等）、第51条（監視設備）、第8条（火災による損傷の防止 火災防護対策（一般火災））、第29条（実験設備等）に関する説明があった。

○ヒアリング内容は、自動文字起こし結果を参照。

6. 配布資料

資料1：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
高速実験炉原子炉施設（「常陽」） 第7条（人の不法な侵入等の
防止）に係る説明書

資料2：第10条（誤操作の防止）に係る説明書

- 資料 3 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
高速実験炉原子炉施設（「常陽」） 第 10 条（誤操作の防止）に係
る説明書
- 資料 4 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
高速実験炉原子炉施設（「常陽」） 第 11 条（安全避難通路等）に
係る説明書
- 資料 5 : 第 51 条（監視設備）に係る説明書
- 資料 6 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
高速実験炉原子炉施設（「常陽」） 第 51 条（監視設備）に係る説
明書
- 資料 7 : 第 8 条（火災による損傷の防止）に係る説明書 「一般火災に対
する火災防護対策」
- 資料 8 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」） 第 29 条（実験設備等）に係る
説明資料

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。原子炉規制庁の片野でございます。本日のヒアリングを開始いたします。ヒアリングの開始にあたって注意事項ですけれども、本日のヒアリングは録音による自動文字起こしシステムを使って議事要旨を作成いたしますので、
0:00:15	ご発言の際にはまず所属お名前を言った上で発表をお願いいたします。あと光情報ですね、のには向こうに入らないようにご注意ください。
0:00:28	それでは今日のヒアリングを始めたいと思います。まず進め方ですが5月27日の委員審査会合資料ということでして、提示いただいている議題。
0:00:39	順番に説明いただくわけですけれども、後から火災室が参加していただきますので八条以外を最初の1時間かけて確認させていただくということで進めたいと思います。それではJAEAの方からご説明お願いいたします。
0:00:53	はい、現職機構ナイトウでそれではまず最初にですね、Jワン138-8、第29条の説明資料からちょっと説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:02	めくっていただきましてちょっと今回の資料ですけれども前回の概要とか安全の考え方の方参考資料としましてその前にまず今回の申請での変更点の資料を3ページほど入れております。
0:01:15	まずここの部分を説明させていただきます。
0:01:18	1ページが本申請における実験における変更点ということで、まず、規則の要求でございます。
0:01:24	こちらは実験設備に係る要求事項は、これまで参考にしておりました試験炉の安全設計指針、
0:01:31	指針と同じでありまして、追加要注意事項はないということになります。
0:01:35	こちらはですね詳細の方は2ページの方に書いております。
0:01:39	2ページの方が左側が今の設置許可基準規則の29条実験設備等のものでございまして、右の列が試験の安全設定指針これまで参加していた指針の指針27実験設備等になっております。
0:01:54	それぞれ実験設備が
0:01:57	次に掲げるものでな、ならなければならないということで五つございまして、どっちも実験設備の損傷その他異常が発生した場合においても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:07	現象の安全性を損なう恐れがないものとするこ と、また実験物の移動状 態の変化が生じた場合にも、
0:02:14	反応度変化を与えないような非常、非常に投入されないものとするこ と、また放射線または放射性物質のうち後の恐れがないような設計とな っていること。
0:02:24	また
0:02:26	四つ目が全施設の健全性を確保するための時近接の動作状況とか、異常 の発生状況です。
0:02:33	周辺の環境の状況そういったものを、現象整理をして確認できること、 そして、実験設備が設置されている場所は間瀬吉尾と相互に連絡できる 場所になっていることどちらも1の部分が入っていることになっており ます。
0:02:47	また1ページに戻りまして、実験設備の種類、主要仕様使用条件等でご ざいますが、
0:02:53	こちら種類とか
0:02:55	計測電気実験装置と少々実験装置がそれらの主要仕様については今回の 変更でへん申請で変更はございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:05	こちらは参考資料の方に前回の概要で書いてた部分になりますけどこちらの方に示しております。
0:03:11	ただし、第 32 条炉心に係る変更の部分で、こちらは今回の申請テーマフォロー心へ変更しております。この時はフォローしの変更に伴いまして炉心構成変更しております、
0:03:23	商社の実験装置とかの装荷個数の制限とかそういったものを変更してございます。こちらが 3 ページになります。
0:03:31	3 ページの方にそれぞれの実験設備、計測線付実験装置等照射実験装置で照射実験装置については本体設備と調整設備それぞれに分けて書いております。
0:03:42	真ん中の列が今回の申請のフォール心での制限となりまして、一番右側に許可、これまでのマックスで炉心での
0:03:50	制限を書いております。
0:03:52	計測線付実験装置につきましては、貫通孔①に 2 の内に装荷するってことは変わっておりませんが、
0:04:00	こちらは今回の申請で、炉心燃料領域に装荷する場合ですけども、材料照査反射体との合意を最大 1 体ということで制限を加えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:10	次に照射実験装置の本体設備でございますが、こちらはですね、既許可では炉心燃料料金はB型でA型と合わせて7体という制限があったんですが、
0:04:20	照射燃料集合体全体で合計4体というふうに今回は方針は整理をしております。
0:04:26	反射材種領域遮へい招待領域の6たからないんですが、
0:04:32	炉心の6方向の各上位で一体でることとか、また生情報の隣接市に装荷しないってこと。これはこれまでもそうだったんですがそれらを、
0:04:40	制限もすべて明記しなさいってことで明確に今回の申請でしております。
0:04:45	スペクトル調整設備につきましては反射体において支配死亡た領域に装荷することこちらまた本体設備の中に装荷することは変わっておりません。
0:04:54	こちらも本体設備の周りってことで最大6体になるんですけども、こちらの方を明記、今回の申請で明記しているってことになります。
0:05:01	こちらの変更につきましては32条のその1代行課題3行炉心のところにおきまして、まず、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:08	炉心の概要のところの説明をさせていただいております。
0:05:12	また1ページに戻りまして、
0:05:15	3番です。実験設備の設計に係る基本的な考え方ということで、こちらは前回からの残し、参考資料とした部分にございまして、書いてあるんですが規則から変更はございません。
0:05:30	そして4番その他としまして、術側線の実験装置にかかるトラブルというのがこれまでございました。使用分は切り離しができなかったでしょうがついて消えてしまったってことがありましたので、
0:05:43	これらの知見を踏まえたということでこの再発防止対策で今回設工認段階でタクシーの段階で対応するというので再発防止策の方まとめておりますので、
0:05:54	こちらの方をちょっと資料の方にまとめております。
0:05:58	実際まず変更のところまで一旦、確認いただきます。はい、ありがとうございます。ではここまでご説明いただいている内容で確認しておきたいことがありましたらお願いいたします。
0:06:11	はい。
0:06:12	はい、じゃあ、原子力規制庁の嶋田です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:16	衛藤。
0:06:17	3 ページのところで、周辺項目まで変更斜線についてご説明いただきましたけれども、本体設備とか、スペクトル調整設備とかコメディ書かれているところの、これ、
0:06:31	評価あれら、運用としては変わってないという理解でよろしいですね。
0:06:36	はい。原子力機構の内藤です。こちらにつきましてはそういう運用につきましてはこれまでも暗黙にはこういった運用しておりましたので、それを明確にしたということになります。
0:06:45	はい、規制庁の霜田です。ということで運用、運用上の運用でやってるところ、今回の許可申請書では、根岸ちゃんと明記してきたということでは、了解いたしました。
0:07:00	何か暗黙っていうのがあるんですけど、目的がよくわからなくて、こんな本規程だとか、下部規定みたいなもの、
0:07:11	では、しっかりと規定はされて運用されたそういう理解をし、保安規定とかでもこういった、例えば制御棒の隣接地見えないとかそういったことが書いてあったわけではなくて、これらは心臓の当たり前だろうっていうのはどっちかといったところがありました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:27	すいません、原子力機構の高松です少し補足します。
0:07:32	技術的に照射試験やるのに、
0:07:37	この条件じゃやらないよねっていうところで、暗黙というワードを使っています。
0:07:44	要は、同じものをくっつけた場所に置いてしまうと、それによってその中性Cの場が乱れてしまうので、
0:07:52	基本的にみっちり泊同士っていうわけにはいかないというようなところで、
0:07:58	もともと、例えば真ん中の部分であれば、反射体領域っていうのは、6方法に分けてできるだけ遠くを組んだよねっていうのが、
0:08:08	当たり前でします営業部をそれから交流の停止この脇に置いて、
0:08:14	当然生業中性子吸収しちゃうので、
0:08:17	あまり条件が良くないと、というようなところでそこには起きたくないといふところがそもそもあるので、
0:08:24	やってこなかったと今やるつもりもないですし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:28	やってこなかったというところで、そういうところがあるのであれば、 そういうところは明確にしておこうっていうので、32条の議論の中であ ったので、
0:08:39	その場合に明確にしたと、そこで32条の議論の中で明確にしているの で、
0:08:44	今ここでもお話ししていただいているというところになります。以上で す。
0:08:49	規制庁半沢です。
0:08:51	これはその下部規定、
0:08:55	でも技術審査の中、
0:08:58	こういう
0:08:59	そうやってない。
0:09:01	減少傾向ナイトウですその通りです。
0:09:04	全然書いてないところ。
0:09:06	以前配送そうですね。
0:09:09	常識研究としての常識化、なんかアラカワですけど、何か今の話を聞く と、何とかその安全確保のための、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:20	何て言うのかな、その制限みたいなものじゃないように聞こえるんですよね。
0:09:26	保健機構ナイトウでどちらかという試験場ですね、基本的に提供を受けますしやらないとかそういうことなので、
0:09:35	これ本文に反対してですね、我々何審査するんだろうって思ってしまうところは若干あります。
0:09:47	すいません、有吉です。規制庁を
0:09:51	32条のところでは少しだけ補足なんですけど、制御棒の隣接駅の課題というのは、安全上とか炉心設計の観点で、
0:10:04	何ていうかねそういうところに何か置くと制御棒価値が下がるんじゃないかっていう話が出てきて、
0:10:09	そういう議論が出てこれを入れました。その時に高松さんが言った通り、もともと照射試験ではそういうところもそれなかったんだけど、
0:10:18	その32条の議論の中でそういう話がクローズアップされたので、入れたという経緯がございました。以上です。
0:10:26	なるほど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:31	製予防の効き具合が落ちてしまうんじゃないかという観点で、
0:10:37	しっかりと明らかにし、審査したということです。
0:10:41	炉心設計の観点ではそういう議論がありました。
0:10:47	恩田ですけど、これらの内容については、司法申請書の教育資料の中で明確にする、それと本文の中で明確にする。
0:10:59	電通書類減少機構ナイトウです。一応補正案ということで今の今回の申請には書いてなかったので審査の中で受けたところなんですけども、まずは添付書類 8 の炉心のところに書かせていただくと。
0:11:13	で、本文の方は、
0:11:19	す。
0:11:19	そうすいません齊藤さんわかり易い本部の方はなかったよ。よかったですか。
0:11:25	減少口座イトウです。ちょっと現状は本文にまで入れていないですね、添付書類の方に追加してます。
0:11:36	それと、ですけど、それを受けてですね、本、何々したの、炉心設計の中の、その審査事項か何かの中にはこういう話が出てくることになりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:51	そうですね保安現職機構ナイトウです保安規定の中で、
0:11:56	いや、照射燃料集合体とかもそうですけども、
0:12:01	ちょっと保安規定の販売はまだ進め考えてないところがあるんですが、
0:12:05	そうですねズー。
0:12:08	戻ってきて、大事なあれですけど、本規定にダイレクトにはい。
0:12:13	設けてその下の議事資料の中に、植田君するか、どっかでも明確にしと かないと、設置許可との繋がりがちょっと、
0:12:25	問題なくて、それから修繕検査をスルーにあたってもね、こういうこと が守られてるかどうかっていうことが、多分確認するんだらうと思うん だけど、
0:12:35	原子力ナイトウですわかりました、関係の方はそういう可能であるので すみませんちょっとそこはまだ保安規定の方に、補正を含めて、確認し ていただくとなるのかなと思います。ごめんなさい。25 タカマツですけ ども、
0:12:49	保安規定の中に照射燃料集合体も確かそうか体制を変えたって書いてあ ったので、
0:12:55	実験装置も同じように対する制限は記載することになると思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:01	はい。
0:13:08	具体的には、どっちかちょっとその、
0:13:11	炉心設計のを確認のための内容で、内容ね。
0:13:18	本規定を守って、
0:13:21	それで位置付けかなと思って。
0:13:31	はい、他いかがでしょうか。
0:13:39	はい。じゃ、すみませんカタノから少し確認をさせていただきますけれども3ページ目を見ていただくと、
0:13:47	を、
0:13:48	w o r k方炉心での制限事項、本体設備って見ますと、もともとMK-IIIのころは、7回って言うんですけど、これ、B型2型と合わせて7回っていう制約が入ってますけど、今回特にそういうことはなくて、
0:14:04	庁舎集合燃料集合体との合計。
0:14:07	で4回行ってますけど、これは何か考え方としては変えたところは、これは照射燃料集合体の方の装荷制限かかるんですけども、IIIの時は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	ええがな。はい。Bで7歳C7点、計21体というような整理の仕方をしていたので、それに合わせて、詳細実験装置というのは、B型の
0:14:29	後にできますけど先行して、基礎試験近い形ですのでそこを合わせて制限しましょうという形だったんですが、そもそも照射燃料集合体の方が、
0:14:39	何対Bで団体ではなくて合わせて全部4体という制限をかけてますので、そこに合わせた形になる。
0:14:47	じゃあこれあの方がどうであるかって言うのは、その組織設計上、特に問題にならないっていうこと。
0:14:53	2回目、
0:14:55	どっちかつうと確かにB型に置き換える形になるので、それが下に、
0:14:59	かかる整理の中に入れてるって形なんですけど、今回全部合わせて4ページにいきますので、そこに、
0:15:08	詳細試験装置のを待ったということになります。
0:15:12	はい。規制庁の片野です。ただ、B型といっても、中に何が入るかっていうのは、方ってのはあくまでラッパーの中に入るコンパートメントとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:22	形態なんでしょうけど実際入る燃料要素としては何が入るかってこれだけではわからないわけでしょうから、ここでB型新潟って芝って言ったのはもともとどういう、
0:15:33	意味で縛ってたのかっていうのはちょっと、もしお考えがあるんだったら、名刺置きたいと思います。はい、原子力機構の内藤です。照射実験装置に入るものっていうのも、
0:15:43	中身も核燃援助に相当しない燃料物質になってますが、酸化物だけでなく、何か知久金属も入りたいとしようとか、形的にはかなり先行して近い形であるので、
0:15:55	どちらかこちら側の選考試験近い形でちょっとこれ、制限かけて度、中身も含めて
0:16:02	近いと。
0:16:06	はい。
0:16:07	人はわかりました。
0:16:11	あと、回数を最大団体っていう制限で今回てますよね
0:16:18	継続全実験装置は一体とか、本来設備は合計4体とか反射材量は6なりますけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:28	これはさっきの話だと、特に安全上の制約ではなくて、実験ができますか、できませんかっていうことで決めてるってということなんですか。
0:16:38	照射燃料仕事は4体ってのは炉心の方とも絡んできてたとはずですが
0:16:47	材料照射は3対1の
0:16:50	2人も、
0:16:52	相馬支店ができると思う人はもう、こちらの試験やる側からのご意見がありますけども、炉心はもう4体程度で、30説明してたところはありませんので、基本的に
0:17:04	詳細燃料とかってのは芳野にまず置き換えて、さらに詳細実験装置も詳細に入って行って、田井。
0:17:11	最大が、
0:17:14	大分大きいほど使っていると炉心古山大きくなる場所もございますので、本体の範囲でってということで、炉心が含めて、制限値が決まっていた部分、
0:17:25	はい。そういうことだと、炉内の例えば中性子の特性とかで安定的に照射可能とかそんな考え方で決めるってということなんですかね、今回は、ちょっとここじゃなくて32条の関係かもしれませんけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:40	申し上げ、安全システム更新農業をについては、32. の中で
0:17:47	いや、多分、新潟なんかは一番大きいところとして、
0:17:52	はい。各部ですね、一番の観点からすればその方をやっていて、
0:18:05	安全、安全上では、が一番多いと言ってもそれが新燃料集合体を超えな いようにしているので、ドライバーの厳しい照射燃料で置き換えていく のでどれだけ少なくなるという考えです。うん。
0:18:17	だから、診断前提に対しては、
0:18:21	ないって言い方をするわけ。
0:18:23	はい。
0:18:27	以上の関係に至って、
0:18:32	出るわけで、
0:18:36	はい、わかりました。1個、3ページで、規制庁の方もですね、この貫 通孔位置っていう記載が一番上にあるんですけど、この菅小石っていう のは拡大されてるのは、これはちょっと言葉で認めます。どう理解した いんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:52	はい、原子力機構の内藤です。計測線付実験装置は、観測がある所定の位置に装荷するというふうに制限はしてますんで、一応完成工事はここですよってというのは、
0:19:03	申請中も普通は載っておりますので、
0:19:07	そう意味でこの貫通孔1日間は装荷しませんという
0:19:12	アリヨシです。
0:19:14	今の説明とかよくわからないと思うんですけど、貫通工程の回転プラグにある貫通孔でしょ。はい。
0:19:22	要するに炉心の中に遮へい試験体が入って、炉心の遮へいプラグの上になんかそういう構造物がつくので、そういう貫通孔があるとかないと装荷できない。
0:19:35	ですよ。そうですね一次図で言いますと7ページとかの図になるんですけども、
0:19:42	例えば、MARICOとかですと、炉心が入ってる部分に関して資料部下部案内管部分なんですけど、上に、この一番右の図で言いますと緑のところは回転プラグを続けて、上に
0:19:56	上部の案内管が出てるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:00	これが回転プラグの中の貫通孔が所定の位置に、そういった回転プラグの所定の貫通孔がある所定の位置に、この経営職の実験装置を据えつけるということになります。
0:20:12	なので、何か都合がないとちょっと上が、
0:20:16	いうことができない。
0:20:18	はい、規制庁の笹野よくわかりましたそうすると軽く5つのはなんぼ。
0:20:24	貫通等は11ヶ所、11ヶ所。はい。
0:20:34	11%増っていうか、
0:20:36	そう。
0:20:38	重要です。
0:20:39	検証機構齋藤です。貫通孔の位置ですけども、このつつうですね、制御棒と、個別の後備炉停止制御5合計67と、
0:20:52	炉注浸透さん、3列に二つあるので、
0:20:56	合計九つになります。これです。
0:21:00	この1の方は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:05	はい、わかりました。つまり活構造1っていうのはもう決まっています、 決まっています、決まった場所にしか入れられなくて、今のご説明だと、
0:21:15	入るか場としては3ヶ所あり得るんだけど、使うのは一体1ヶ所です とこういう説明だと、繰り返しましたので、ハード的に3ヶ所っていう 制約があるんですね。
0:21:27	ちゃんとファイルしかないのでは、わかります。
0:21:31	齋藤さんアリヨシというちょっと確認ですけど、
0:21:35	無線中心でない。奥さん違うんじゃないんだっけ。磯その通りです。若 干小さい間通行
0:21:43	でして、ちょっとMARICOがこのサイズのまま入るかっていうのは ちょっと検討が必要というかですねぶりが、
0:21:52	森小疇昇茅根箇所しかないでしょ。
0:21:55	これ3列ですね、63ですよ。そうですか。はい。はい。失礼しまし た。
0:22:02	これ、これ。
0:22:05	これもう、
0:22:06	もう配るっていう専門家、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:11	貫通工事は、
0:22:14	ですね、申請書の方だとあるんですけども、
0:22:18	えっとね。
0:22:19	ここと、
0:22:21	ない。
0:22:24	いや、これ。
0:22:30	私もプレゼン箇所がありますものはないんですね。
0:22:35	多分始まっそうそう。
0:22:41	よろしく。
0:22:44	ちょっとリクエストですけど、
0:22:47	図 2、参考資料で、ちょっとせっかく 7 ページとかに、継続選定実験装置の例があるんで、わかるってしてもらえませんか。ここに制御棒がついてましては、実験結果がここでっていうのが、
0:23:02	わかるようにもちょっと入れていただきたいと思います。
0:23:05	ただ、そもそもハード上の制約がある。運用云々の前に、こういう設備上の制約がまたありますっていうことはちょっと分かっておきたいなと思いました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:15	ご協力いただけると、先週のナイトウですちょっと反芻行為者、もう申請書にも図面があるのでちょっとそういった詰めをとって、ここに資料の方に追加するようにします。はい。お願いします。
0:23:31	はい、木場ですね。
0:23:35	やっぱり今のお話だと、体制を変えたっていうのをここに明記したことで、あと清漁港の位置の近くには起きませんよってということが書かれた内容ではあるものの、会長は 32 条側で確認しては、
0:23:49	いるので、29 条の適合性っていうと、基準適合性ではないけど、実験設備として制約を付記したので、
0:24:00	説明しますっていうぐらいになるんですかね。
0:24:04	現職ですそういう
0:24:18	やっぱ我々からすれば赤尾ですけども、我々からすればですね、この追記していただいた部分が 29 条の要求事項に、
0:24:28	どう、
0:24:29	繋がっていくのか、っていうことになるかと思うんですけど。
0:24:34	言ってる限りなさそうなね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:38	編集部機構ナイトウです。どうしてもそれが繋がる会社考えておりません。
0:24:42	わかりました。
0:24:44	あります。そう、安心、
0:24:48	そうよね。
0:24:52	ですけど、最初っから新規に
0:24:57	新基準でも、新たな
0:24:59	に求められてることはないっていうと、大間小諸市みずから、
0:25:06	フローティングのときに約束したというについても変更はないってことだけに言っといた方がいいんじゃないかな。
0:25:16	言ってるわけ。
0:25:19	減少というところの最初の返答 20 万円っていうんですかね。
0:25:25	うん。
0:25:27	ちょっと今のが現職等ですけども 1 ページの (1) とか、変わらないと (3) というところで説明したいなというのはもうちょっと考えてたと思うんですけども。
0:25:40	うん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:42	今ちょっと加古さんが、すいません、そこから変更なしとしかちょっとそっちないんで、そこは確かに1度市野用地も変わっておらず、(2)の種類とか、使用しても変えてないので期初から変更しないとか、ちょっとそこは県の方がいいかなという気がするんですが、
0:25:57	ちょっとここへ説明したいと思います。
0:26:05	体数とかの話も書いたということなんですけど柿本ではないですよっていう当然のこととして、エリアリング的な判断で運用してきたものを、何かあったら従前の運用からは変わってないけどっていうのは、
0:26:20	入れてもらった方がいいんですね。わかりました。それを今回境界に明瞭化したんですっていう。はい。饗庭。運用として変わるものでもないし、
0:26:30	許可としてどこが弁理士だってわかるんじゃないかな。
0:26:34	原子力の後ですわかりましたちょっと※の注釈を書いてないんでちょっとこの米印はそういう意味ですというところも含めてここに書かせていただきたいと思います。
0:26:43	はい。じゅあ様ですけどそこまでやっていただければ、この資料としてはいいのかなと思います。他何かこうプレートとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:52	中部とかあれば、
0:26:54	それを全体の資料として、うん。7ページなんですけど、
0:27:02	図面、
0:27:03	つけていただいてこれも前回から変わってないように見えているんですけど、まず一番気になるのは、一番右側の絵ですね、下に新居さん、矢印が出てるんですけど、
0:27:16	これ何をこれ示したいんですかね、矢印だけあって、もう英語しかない。
0:27:23	上の方に日本語でやって欲しいなとも一つありますし、
0:27:28	減少事項等ですみませんちょっとこれは図の、
0:27:32	ずれてるのは、下の方がやっばできてるのはですね、例えば一番下リアクターベッセルが一番下矢印で、確かに、
0:27:43	そういう部分があったりとか、ちょっとこれはちょっとね、うん。忙しいのさらに細かいんですけど、この
0:27:54	6ページ見てもらって、ちょっと前ですね、6ページの二つ目のポツ、上部構造案内管は、資料構成というふうに言いきってるのに、7ページの資料見ると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:06	全然それが、
0:28:07	追いかけられない条文もどうなんかわからないし、資料はわかると。
0:28:13	何だっけ。
0:28:14	案内管が上部とかうん。なんかね、
0:28:25	せっかく文章に対して整合とって欲しいんですよ。それは、
0:28:31	僕は例示しかしてませんので、全体的に藤江さんにいただいて、はい。 はい。
0:28:39	検証事項ナイトウです。了解しました。すみませんあんまり。
0:28:43	29条審査の観点っていうことじゃないんですけどせっかくこう出すんで あれば、
0:28:51	委員もしっかり、
0:28:54	わかっていただくっていうそういう観点で作っていただければ、
0:28:59	はい。了解しました。
0:29:05	一番大事だよ。もうちょっと比較できる。
0:29:08	違う。
0:29:11	一応、
0:29:13	C S、そこは当然すみませんなかなか、少し考えさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:23	説明はちょっと。
0:29:28	うん。
0:29:30	はい、現職費用ナイトウです了解しました。
0:30:07	会計の方、先ほど3ページの話があって、前回聞けばよかったなっていう気はしてしまったので、お伺いしますけどご判断っていう形で真ん中にですね。
0:30:18	赤羽事業みたいな括りにしてますけど、このラッチ機構あるってことは、安全でしたよっていう。
0:30:25	使用分は、下に外れるようになります。
0:30:30	最初のトラブルも駄目。
0:30:33	考えがあったのでっていうところが、日本トラブルなんですけど。
0:30:39	菅。
0:30:40	はい。終わったとかですね、このCEO部の方は、
0:30:46	上の切り離して使用分だけ
0:30:50	等
0:30:51	なんすかね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:53	普通にラックからまた業種の人になっていくんですけども上の、すいません原子力の高松です。MARICOです。どっちですか資料分稼働型実験装置の話。
0:31:05	いや、基本的に繋いだまま通常は取り扱ってます。要は回転プラグ回すときには、上に繋がったまま引き抜いて、
0:31:20	回転プラグを回せる状態にします。
0:31:23	ただ、最後試料を取り出すときに、
0:31:26	これ入れるときは一番上からずっと挿入してるんですけども、
0:31:32	出すときは仲野線量高過ぎて、
0:31:35	やっぱ上から出すにはちょっとしんどいので、そのらち機構型機構って書いてありますけども、そこで資料分を切り離して、
0:31:45	当資料部と上の部分を分離させます。
0:31:49	なので罫機構を持ってるというところですよ。切り離すと、上の部分は上から抜いてそれから外しますし、下の部分は燃料取扱機でという扱って、
0:32:02	通常の燃料取扱ルート0へ外に出していくというような運用をしてるものになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:09	減少機構ナイトウですか。別に全部するので、試験が終わった後、それで1点簡単に切断すると。
0:32:16	なのでもちろん運転中断使ってる間は立ち電話しないんですけども終わった後はそういった継続性も全部来かったでびってんで、資料5として使用が通常のルートで、
0:32:29	ラックから外に出されて洗浄されて出ていくっていう流れで、照射後試験施設に送られるっていう流れになります。
0:32:39	それがちょっと外れなかって切断に失敗したっていうのは、一応トラブルで16ページ以降になりセンターで聞かれるから、別途向日市資料まとめてくださいっていうのが今回まとめさせて、言う6ページ以降に、案。
0:32:51	まだ、
0:32:54	デラッチに失敗してという話で、ちょっと再発防止策をしてたという例になります。
0:33:01	はい。わかりました。そうすると、いや、気になったのはですねこれ生業と同じ構造であるかどうかのってあったんですけど、違うんですね。違います。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:14	これも実験装置特有なものです。
0:33:17	ていうこ
0:33:18	へ、
0:33:21	あと山にこの話が出てから 10、
0:33:25	7 ページの概要をお聞きするんですけども、
0:33:31	記載を見ますとね。
0:33:36	概要のところの 3 個目でこっち見ると、交番とあまり交通の比較で話を してますよね。はい、今井古川。
0:33:45	何か製造公差の蓄積により結果的に連成効果が出て、M A R I C O つつ て図面通り作ったのに、できませんでしたって書いてあって、何かそれ ぞれ設計通りに作ったのにうまくいかないでどういうことっていうふう に思ってしまうんですけど、これは、
0:33:58	そういうものなんですか。編集局の内藤です二つ目の丸に書いてあるん だと三つ目の丸の最初に書いてあるんですが、経営者の継続性付菅田照 射燃料集合体のすぐ前にありまして、そこから盛り込んで寸法を変えて しまったというのがあるんです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:15	それでちょっと丸子川図面通り図面の皆さんとこだとちょっと落ちないようになってしまうと。
0:34:22	ただ結果的に小浜牛田ですけども、
0:34:29	いや、おっしゃる通り、設計が悪い面通り作って、
0:34:37	いうことが、そうなんです。
0:34:40	中国から、
0:34:42	中国でそうなたんでしょっていう、
0:34:45	ないですね。
0:34:47	減少機構内でただ1号機の場合はその19ページにあるように本来図面通りだと、閉まらないような構造になってるんですがちょっと製造公差でほぼ、
0:34:58	へ概ね閉になっているということで
0:35:03	1荷重で一応最後うちの方に行って落ちたんだろうというふうな、あまりポツは、
0:35:09	まだ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:11	概ねほぼ開いた状態だったんだらうというのがちょっと、すみません 19 ページに書いたようになるんですが、設定悪かったということで、⑨はもうそういうのは、檀串田ということになります。
0:35:24	はい。
0:35:25	わかりましたじゃここは、具体のものの設計だから、ここの対策っていうのは、設工認とかでやりますよとこうおっしゃってるんですね。
0:35:35	そうですねそれが 20 分は減少傾向ナイトウです。20 ページに書いてまして設計段階でそういった、一つ目のポツですと設計段階でそういった切離し機能が要求満足するかっていう検証作業をやりますよと。だからそれが
0:35:49	この前やっぱしありますといった話もそうなんすけど或いはシミュレーションとか、なってますがそれで確実に、
0:35:56	来話すことを確認しますというものです。
0:36:00	はい、わかりましたありがとうございます。
0:36:07	じゃ、よろしいですかね。大体こんなところで。はい。
0:36:10	他の資料の確認をしないといけないので外れていただきますけど、あとどうしましょう。次なきゃいけますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:20	原子力機構齋藤です。
0:36:22	では、138-1 から、
0:36:27	説明させていただきたいと思います。
0:36:31	こちらちょっとやってしまいましたけど前回4月にヒアリングで、説明 させていただきましてその際コメントいただいた箇所を修正していま す。
0:36:46	修繕したところは、通しで11 ページ。
0:36:51	ですね。
0:36:56	速水別紙3になるんですけども、
0:37:01	こちらの上から1234段落目の原子炉制御系のところですね、こちらち よっと当該システム、
0:37:11	というよような表現をしてたんですけども具体的に現象制御系というと ころで、明記したというところと、あとは出入り管理のところですねこ ちらもちょっと具体的に記載することということでご指摘いただきまし たので、
0:37:28	この出入り管理確保区域の設定ですとか障壁の設置、出入口の管理等に よって、人の方の審議を防止することで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:39	物理的アクセスを制限すると、というような表現に記載を修正しております。変更箇所は、課長のみになります。
0:37:52	はい。以上です。この関係では、いかがでしょうかね。何か追加で確認しておくことあれば、
0:38:03	よろしいですかね。
0:38:13	前回ちょっと話題にあったのが今のところろろで、
0:38:17	伴ですよね制御系の盤へのアクセスの考え方はあくまでその出入口管理やるのだったという話があって、案の施錠管理まではしませんよって話があったと思うんですけど、これは、
0:38:31	そこまでは書いてませんが、聞かれたらそう答えるって感じなんだね。
0:38:37	はい。そうですね。減少機構齋藤です。やはり、坂野です。鍵管理のよ うなものは、考えてなくてですね、あくまでこの記載の通りで、出入 口までの管理と、
0:38:51	あとは物自体がこの中央制御室に設置してあるので常時監視しているところ で、説明させていただければと思います。はい、わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:13	はい。もし何かあればまた後でもちょっと戻ることにして一旦これは こういうことで第十条で最初は次は日程後ですね。はい。
0:39:25	次が第 10 条と 11 条があるんですけども、こちらは特に資料の修正はし てございません。
0:39:36	で、
0:39:37	はい。
0:39:38	前回ヒアリングのものをそのままになります。
0:39:44	ので、もし、
0:39:46	よろしければ、へ変更したのは、次の 51 条。
0:39:52	になりますので、
0:39:55	もしよろしければ 51 条の説明をさせていただければと思います。
0:40:02	はい。
0:40:04	続きまして、現象機構齋藤ですけども、51 条で、頭皮はワードの 138- 6 の方の資料お願いします。
0:40:18	で、こちら、先週金曜日のヒアリングで、いくつか主
0:40:25	質問いただいてましたので、まずは通しの 5 ページ、
0:40:30	ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:35	はい。こちら、サーベイメーター等についてはというところで、十分な台数を用意すると、というような記載だったんですけども、ちょっと具体的じゃないというところで、
0:40:47	記載の方こちらのように、管理するす。先週の
0:40:53	振って記載を修正、
0:40:58	することと、
0:40:59	することにさせていただきました。
0:41:02	はい。α線用β線用γ線幼虫税専用ということで、それぞれ設けるとい うことで、
0:41:12	記載を修正しております。続いて6ページ。
0:41:20	6ページは、中段になるんですけども田尾久我。
0:41:28	また屋外管理用モニタリングポストの指示は、荒井研究所の緊急時対策 所。
0:41:34	及び、環境監視等にも表示するというので中央制御室以外に表示す る。
0:41:41	箇所ですね、こちらの方古地明記させていただきました。
0:41:47	あとは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:48	次の文章なんですけども、有線と無線、
0:41:53	に関してなんですけども、ともに設けるものということで、
0:41:57	それぞれ有線及びも無線を設けることによって多様性を確保するという ことで、記載のほう、修正しております。
0:42:08	藤は、
0:42:09	あとは別紙になるんですけれども 11 ページ。
0:42:16	はい。11 ページの方は、測定範囲のところ、
0:42:20	ご指摘いただきましたけども、こちらは発電用軽水型原子炉施設におけ る事故時の放射線原則に関する市審査指針というものと環境放射線モニ タリング指針、
0:42:35	の方。
0:42:36	これらに基づいて測定範囲の方を定めておりまするのでそのように記 載の報酬、追記させていただいております。
0:42:47	あとは、
0:42:52	要は次 17 ページですね、17 ページをお願いします。
0:43:00	17 ページの後半の段落なんですけども、
0:43:04	可搬型を持っ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	使うと、もちろんです。川畑を用いるモニタリングポスト P3P4 があるんですけどもこちらの、
0:43:15	大洗研基準の敷地外であるということで等勘案型を用いるということでこちらの文章のを追記しております。
0:43:26	はい。屋外管理用モニタリングポストのうち、大洗研究所敷地が家にある P3P0 については、菅和田非常用発電機を使用すると。
0:43:36	ということでこちらの文章を追記しております。
0:43:40	で、51 条の変更点は以上になります。
0:43:45	はい、ありがとうございました。この関係も含めて、確認等があれば、さっき
0:43:53	特に修正はないと言いましたけど 1011 も含めてですね何か確認しておきたいことあれば、
0:44:00	お願いします。
0:45:07	入った原子炉規制庁の方はですね 1 点確認をしておきますけど、当 51 条の関係でですね、これ前、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:16	委員会でちょっと話題にあったから、念のための確認なんですけど、この転送系を優先と無線と両方を用意していただくと、多重化するっていうこと。
0:45:27	なんですけど、設計基準事故用ってことですよ。
0:45:31	で、これ普段はどっちを主で使われるでしょうか。やっぱり郵政ですか。
0:45:38	減少機構の齋藤です。普段は優先を優先、優先の方を使います。
0:45:46	無線の方の取り扱いってどういうふうになるんですか。
0:45:50	委員会で議論したのは、普段有線を使うっていうことでしょ当然良くて、ただ無線は何か優先にトラブルがあった時にね、見るんだっていうことになってて、普段あんまり見ないっていうのはどっかの発電所であつたらしいんですね。で、
0:46:04	そういうときにトラブルがあったことに気づかなくて、無線がね、無線が死んでたことに気づかなくて、後で気づきましたみたいな話があったんですよ。だから、無線も、その主じゃないにせよ例えば一定間隔で同じように確認してるとかね、表示するようにしてるとかで、
0:46:21	その辺取り扱いはどうなりますかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:28	原子力機構の山谷です。
0:46:31	普段は有線でデータ送っていて有線が切れたら、無線のデータを表示するということで有線無線ともにこう表示している状況ではないということです。で、
0:46:43	ただしですね何ていうかね無線がこう疎通していることの確認は、もう点検レベルで行っているという状況です。
0:46:52	はい。規制庁の片野でございます。点検ってことは、どのぐらいの人かって松木市なのかどうなのかってことですけど、定検の度なのかっていうので言うと結構間があるわけですよ。
0:47:04	現象機構齋藤です。点検の方は週1回、週1回行っております。このぐらいの頻度では確認はするということですね今みたいな話まさに他の発電所でも一緒に、
0:47:15	有線と無線両方入ってて通常は有線でやってますので何かトラブルがあったら無線に切り替わることになってるんだけど、無線使うことがないもんだから、ずっと有線でやってて無線にトラブルがあったことに気づきませんでしたっていうのはね。
0:47:28	あってどういう扱いになってるのかとか集中の関係は確かにあるけど、 というのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:33	あったんで、異変があったらすぐ気づくってというような体制になってるのかなあというのをちょっと確認したくて聞きましたけど、週1回か。
0:47:42	%
0:47:44	今日許可段階でこれを、そこまではちょっと言われたいんですけど、そういう考え方であるってことはわかりやすい場がわかったら
0:47:52	1週1回ぐらいだったらわかることですね。
0:47:58	減少機構の齋藤です。はいその通りになります。
0:48:03	中国方、
0:48:05	うん。
0:48:07	うん。
0:48:08	安藤ですけどモニタリングポストの確認なんかは、もう週1回ですかそれともつきっきりですか。
0:48:19	減少機構の齋藤です。モニタリングポストについても週1回確認することになっています。
0:48:25	わかりました。大体相当同じレベルの確認頻度だという、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:31	そもそもモニタリングポストに異常があれば、行政も無線もなくてわかるだろうってことで言うと、そのぐらいの頻度で見るといいのはまあいいのかもしれませんがね。確かに。
0:48:46	はい。他いかがですかね。
0:48:49	どうぞ。
0:48:51	結局、
0:48:53	よろしいですか。
0:48:54	ちょっと、いやいや、もちろんそれもそうですけど、
0:48:59	あと前回ヒアリングで話題が駄目だったのが、設計基準事故用脳モニタリングポスト等というので、ちゃんと
0:49:08	人口密集地とか含めた行為をカバーできているのかっていう議論があったと思いますけどこの辺は説明として何か出されたりとかされていますか。
0:49:22	原子力機構の齋藤です説明としては、追記追加はしておりません。
0:49:29	ので、改めて字小西に周知ですとか、そちらの方カバーしているという
0:49:38	等々で回答させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:42	聞いたら答えてはいただけるってということでしょうけど、例によって会合の場合はやっぱり口頭で答えていただくってのはもちろん大事なんですけど、最終的には、
0:49:52	技術資料化してもらってのがポイントになるんで、そこはそういうリクエストを出させてもらうのかなということかと思います。はい。
0:50:02	はい。現職再度です。承知し承知いたしました。はい。
0:50:07	なんかでも書けるんですよね。そこはこういう考え方でちゃん等、人口密集地の方もこれでカバーできて被ばく管理上問題ありませんって、いえるってということなんでしょうから。
0:50:19	多分それは文字することは可能なんだろうと思いますけども、そういうことでよろしいですか。
0:50:29	はい。原色を齋藤です。はい。高野。そのように対応いたします。はい。わかりました。資料上は、現状こういうことで、わかりましたってということ。
0:50:40	ね。はい。
0:50:47	今 51 条でしたけどもカーどうですかね
0:50:55	10 条 11 時はぜひなってるところもありますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:04	あまり、
0:51:06	これがないからオーケーとなるような、
0:51:09	ああじゃないんだとは思いますがけれども、
0:51:31	後の安全避難通路にある、何て言うとうぐっていか照明みたいなあれ じゃないですか安全避難通路に和田緑色のよくある、避難用の掲示、
0:51:42	照明たるものってのは工場なんかああいうのって炉規法っていうより も、どっちかっていうとその建築基準法とかですね消防の観点で、要求 変わってると思うんですよ。
0:51:55	である広さだったら例えば何分転倒しなきゃいかんていうのもあるはず なんですけど、ああいうのは当然満たした上で設定やってるってことで よろしいですよ。
0:52:08	はい、原子炉機構齋藤です。はい。11条の別紙1の方には記載しておる んですけども、
0:52:17	最新の建築基準法に基づいて、配置設計の方をしておりますので、
0:52:22	点灯時間等、こちらの建築基準法等に則って配置、設置いたします。そ んなやったですねやなんか形式上新しくなって、その辺古い建物とかっ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	てね一応見直しでは生きてるんですけど、これは最新側にちゃんと合わせたっていうことなんですね。
0:52:45	はい。そうですね。はい、そうなります。はい、わかりました。
0:52:57	いや、いや、いや、それに関して、
0:53:02	全部、一応、満足してるってことではない。
0:53:05	うん。
0:53:06	いや、今言われた金属とか照明の話は、間違いない
0:53:15	ちょっとアラカワですけども、同じところなんですけど。はい。まさにその 117 のところですね。
0:53:25	7 の次のページですねおばあちゃんを書いてあることなんですけど、集団は個人名を開きが書いてあるんですね。
0:53:33	順次、
0:53:35	更新する予定でありますと、
0:53:40	建築基準法上はだから、2 ルクス以上、はい。
0:53:45	なのかな。はい。
0:53:47	非常灯時代だから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:49	この図面か何カーで示していたかと思うんですけど、その場所にはあるけれども、照度というか、明るさが2ルクス。
0:54:00	言ってないところもあるので、
0:54:03	そこは順次、
0:54:05	更新していきますっていうことなんですかね、物あります。だけど照度が足りないところがあるので、
0:54:12	そこは更新を、
0:54:14	逐次していきます。そういう理解。
0:54:25	現象機構の高松です。今現状非常灯は
0:54:31	ご指摘いただいた通りについては、います。ただし、
0:54:35	そうですね2ルクスっていうのが、満足するかどうかっていうのが、ある意味きちっと
0:54:44	把握できていないといいますか2ルクスがいないところもあるだろうというところもありまして、
0:54:50	今回安全避難通路を設定した上で、そこが2度、
0:54:55	複数以上になるように、新しい非常灯をつけていますというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:01	今までのものを利用するというのではなくて、今回用のものを設定してその通路に対して、
0:55:10	満足するようにつけて、
0:55:14	つけたところもありますしこれから付けていくところもあるというところですよ。
0:55:19	ありがとうございます。ちょっと念のための確認ですけども、その別紙の1-2とか、次のページですね、見ていただくと、こんなふうに、図面で、赤丸ですかね、直流以上とみたいのはついていますが、
0:55:33	ここにはついていると。だけど、照度が足りないようなところも、
0:55:38	ある、そういうことでよろしいですかね。
0:55:43	部屋に対しては、ついては、います。はい。ただし、今回ここで示した緑の避難通路に対して、赤いものを設置することで、2ルクスを担保しますと。
0:55:58	というような形になり、
0:56:00	なので今の赤が、
0:56:02	確か基本的には更新というよりは新しいのをつける方向。
0:56:07	考えているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:09	今までのものがあり数この赤いものがついていくと、というような形でイメージいただければと思います。
0:56:20	何
0:56:26	説明はわかりました。はい。はい。はい。
0:56:31	緑のところか、
0:56:51	うん。
0:57:23	すいませんアラカワですけれども、ちょっと引き続きなんですけど、今のご説明で、赤いものについては、順次つけていく。
0:57:34	という話だったというふうに理解してるんですけれども。
0:57:38	11条の基準上ではですね、避難用の照明を設けろというふうに言っているわけで、
0:57:48	そうすると、この11条の有給事項を満足するためのものというのは、
0:57:59	この
0:58:01	ブルー高グリーン、わかんないけど、誘導表示なん。
0:58:14	11条で求めているこの障害っていうのは、
0:58:18	例えば、別紙の1-2で言えばですね、
0:58:23	どれをもって基準要求を満たしてるというふうに言うんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:33	照明料、避難用の照明ということで安全避難通路が、確実に認識できるように、当直員標準投票非常灯をつけるというところで、
0:58:45	この非常灯を持って2番の署名の電源が総数た場合云々の避難用の照明という形にしています。はい。はい。
0:58:55	だから、
0:58:56	赤いやつですよ。
0:58:58	それ堺谷津です。
0:59:00	ちよつとこれ、
0:59:02	ちよつと理解が終わるかもしれないですけど、順次更新するっていうのは、
0:59:07	どういうことなんですかね。
0:59:10	今、全部
0:59:15	なんてすかね今あるわけではないので、
0:59:19	ただ、以前に、行政相談させていただいて、一部については、もう更新を終わってます。はい。はい。はい。
0:59:29	そこで順次更新していきますということで今年度も一部更新してくかなと来年度もう一部更新しますけども、ていう形で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:40	今現状全部がこの辺りところ整ってるわけではないというところを表現 させていただいたというところでは。運転までには全部作ってそういう 理解でよろしいですかね。
0:59:53	はい。結構です。わかりましたわかりました。はい。
1:00:00	はい。
1:00:01	ありがとうございます。
1:00:03	他よろしいでしょうかね。
1:00:08	いや、ここで両方合わせていただいて、そうですね、8条の関係で、
1:00:20	資料をさせていただきたいと思います。
1:00:36	原子力機構問題ですそれではJ Y 138-7で火災防護対策の説明資料にな りますが、こちらの5月13日のヒアリングを踏まえて変更した点につ いて
1:00:51	ご説明させていただきます。
1:00:54	まずスライド2ページの方をお願いします。
1:01:05	2ページ、変更点になるんですけども中ほどの火災の感知及び消火の ところの米印の部分、こちらの燃料洗浄しIIの扱いについて説明をして いるところなんですけどもこちらについて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:19	燃料洗浄室の方に具体的に何をどういった機器が配置されているかといったような情報の保護をこちら今回追加させていただいております。
1:01:29	こちらの変更点は以上でして、続いて、ページ飛んでいただいて、5 ページをお願いします。
1:01:38	5 ページ、こちらの変更点になるんですけども、したの方の④の防爆のところでした、こちら最後の文章のところ、可燃性の蒸気となることはないという記載のほうに変更させていただいております。
1:01:54	前回こちらの表現は可燃性の蒸気が発生する恐れはないといった表現でしたけれども誤解を与える生まないようにということで、今回こちらの表現に変更させていただいております。
1:02:07	同じく 7 ページの方に、可燃性条件の対策を説明したスライドがございますけれども、そちらの方も同じように可燃性の蒸気となることはないといった表現に変更しております。
1:02:21	続いて、
1:02:31	14 ページスライドの 14 ページをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:35	スライドの 14 ページからが不燃性材料または難燃性材料の使用問を説明してスライドになっていくんですけども、こちらの前回から少し構成を変えさせていただいております、
1:02:47	冒頭 14 ページの頭の方で項目として①から⑥の対策を行っていきますというところを示した上で以降のページでそれぞれの項目について説明していくような構成に今回変更しております。
1:03:03	1 枚めくっていただいて 15 ページになります。
1:03:08	15 ページの方が①の主要な構造材に対する不燃性材料の使用を説明しております説明の構成としては五霞①から⑥基本的には同じようにしております、
1:03:20	冒頭、の一番上のポツで、基本となる設計方針を説明させていただいておりますその中で一部、その基本となる設計方針以外の方法をとる場合、
1:03:32	についてはその下のポチ、正しいというところから始まる文章でこういった、例えば①については金属に追われた狭隘部に設置した設置して直接会にさらされることのないパッキン類、
1:03:46	等については難燃性ぜ、材料ではない、材料を使用できるものとするといったような構成になるように全体を変更しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:57	今回こちら一番下になるんですけども不燃性材料または難燃性材料を使用しない場合、直を適用する場合の1例を追記しております具体的に言いますと1次循環ポンプ等の駆動部の潤滑油、
1:04:10	ですとか同じく、そのポンプの機器躯体内部の電気配線ですとか、あとはパッキン類としては、非常用ディーゼル発電機の冷却材の系統。
1:04:21	等に用いておりますそういったパッキン類は、ただし、のところに該当するものとして取り扱うというところをこちらの紙資料の方で説明しております。
1:04:31	続いてちょっとページ飛んでいただいて、17ページの方をお願いします。
1:04:41	17ページは③難燃ケーブルの使用の説明をしているページになるんですけども、こちら構成としては同じで冒頭に基本方針としては、
1:04:51	こちらの規格を満足する難燃ケーブルを使用すると。ただ、その下の二つ目のポチで正しいとして、既設の非難燃ケーブルのうち、筧層等、
1:05:03	の耐ノイズ性を確保するためまたは既設ケーブルのうちで取りかえが困難といったもの等については難燃ケーブルの使用が困難であると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:13	ですので、こちらについては難燃ケーブルと同等の性能を達成できる代替措置って具体的に言いますと今、専用の電線管への敷設ですとか複合体の使用、
1:05:24	もしくは耐火バスタートの使用といったところを適用するということろで説明させていただいております。
1:05:32	下スライドの*1になるんですけどもこちらの代替措置を適用する範囲の方につきましては、詳細設計の方にて説明提示させて、
1:05:44	させていただくというところ、追加追記させていただいております。
1:05:50	次 18 ページが難燃ケーブルの仕様の説明の続きになるんですけども、こちら代替措置として考えております。電線管等の仕様 B の複合体。
1:06:01	C の耐火バスダクトといったところについて難燃性、難燃ケーブルと同等の性能を担保できるかどうかといったところの考え方をこちらに追加させていただいております。
1:06:16	続いて変更点が、
1:06:19	21 ページになります。
1:06:25	21 ページが自然現象による火災の発生防止のところで、米印のところになるんですけども、前回お出ししたものは、J I S A - 4201 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:36	2003年バージョン、こちらを現行のJISといった表現、ですとかあと 最後文書を更新する予定としておりましたが、こちら表現の適正化。
1:06:47	お図ってありましてJISA42012003に適合するものに更新するとい った表現に変更しております。
1:06:57	続いて、24ページをお願いします。
1:07:05	24ページが火災感知器の種類と設置個数の考え方を整理した一覧表にな るんですけども、前回のヒアリングを踏まえまして、こちらの体裁と して消防法等の関係について誤解を
1:07:19	生じないような掲載になるように調整しております。あと煙感知器のう ち高でアナログ式のスポット型、前は一種2種、3集といった分類 を、
1:07:31	記載してありましたけどもこちらはそういった分類ございませんでした ので斜線に変更しております。
1:07:40	続いて25ページをお願いします。
1:07:46	25ページの方は前回から001ページ追加させていただいてありまして こちらの方で、煙と熱のアナログ式の概要の方。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:56	新たに追加しております。基本的にはそれぞれの一つ目のポチが、それぞれの感知器の概要を示しております二つ目のポチのところになるんですけども、
1:08:06	それぞれの感知器の方でこういった感知性能を確保するようにするかというところの説明を追加しております具体的に言いますと煙感知器のほうですと、
1:08:17	消防法 21 条の第 2 項の規定に基づいております、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術者の規格を定める省令ございまして、この第 17 条のうちの、
1:08:29	電子キスポート型感知器のこちらに記載の交渉蓄積時間ですとか区分及び感度の方に定められた感知性能を有したものを使用するというところを、
1:08:40	追加しております。下の熱感知器の方も同様です、同じ感知器の規格省令の方の、今度は第 15 条の 3 の熱アナログ式スポット型。
1:08:52	交渉感知温度範囲ですとか連続応答性及び管理定められる感知性能を有したものを使用するというところの説明を追加させていただいております。
1:09:04	続きます 26 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:08	26 ページの熱感知亀田の概要のところになるんですけども、一つ目のポチの二つ目の文章のところになるんですけども、こちらの熱感知パネルの感知原理監視している対象何かと。
1:09:21	いったところを今回明記するように変更しております。具体的に言いますと、別感知カメラの感知原理としては赤外線による別監視であると。 なお書き以降書いておりますけれども、
1:09:32	感知する対象がね II でございますので、この感知器とは異なる種類の感知器と考えられるっていうところを今回追加しております。あと、その下のポチ、
1:09:43	熱感知カメラについては平常時の状況を監視しかつ急激な温度上昇ハウス把握することができる、熱アナログ式スポット型感知器の
1:09:54	感知性の有することを、
1:09:59	感知器等の規格省令の試験に準じて確認すると、監視教員については熱感知器 2 のほうに基準がございませんので、同じく感知器等の規格省令において監視距離を定められる、感知器の感知性能を参考に確認すると。
1:10:16	この総合確認した感知性能を有したものを使用するところを今回説明追加させていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:28	続いて 29 ページ。
1:10:32	29 ページの方も一つ説明スライドを追加しておりまして今度は防型の煙感知器の概要の方を追加させていただいております。一つ目のポチを大場形の資料の方概要書かしておりまして、
1:10:46	その下の二つ目のポチで、大庭カタノ煙感知器の感知性能の方は、規格省令の十四条の方に基づいて、
1:10:57	定められる感測を有するものを使用すると。三つ目のポチ、今度は防護型の煙感知器についての誤作動の話になるんですけども、これについて作動を防止する観点で、
1:11:08	設置する区域に作動の要因として考えられる所。
1:11:12	といったものがありますがその状況を生じる設備を有しないところに配置するといったところを追加しております。続いて 30 ページ。
1:11:22	今度は防爆型の熱感知器の方の概要になります。構成としては同じで一つ目のポチが、感知器の仕様の方で二つ目のポチが感知性の
1:11:34	お話で、5 型の熱感知器は同じく鍛冶鬼頭の規格省令の十四条の方に定められる、感知性能を有するものを使用すると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:44	三つ目のポチが誤作動の話でして防護型の熱感知器につきましては、長田の応募する観点で、作動温度の方を、周囲温度より高いもの、
1:11:54	を選定して使用するというところを説明追加しております。
1:12:04	すいません次 31 ページでして、炎感知器の概要の方でこちらの二つ目のポチのところに、他の感知器の説明と同じように、感知性能について感知器等の規格省令、
1:12:18	十四条の方に基づいたものを有する使用するというところを前回から追加しております。
1:12:28	続いて 32 ページ。
1:12:30	が火災感知設備の中央制御室の監視のところでした、こちら追加したのは二つ目のポチでして熱感知カメラにつきましては専用に新しい受信機を設けるということで、
1:12:43	熱感知カメラの設置場所、一つ特定することはできませんが熱感知カメラの監視画像の確認によって火災への特定ができる。
1:12:55	専用のを新たに設けるというところを説明追加しております。
1:13:01	続いて、
1:13:09	スライドの 37 ページお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:15	37 ページの方こちらの説明、新しく 1 追加しておるんですけども自然現象に対する消火設備に対する機能性能の維持ということで、
1:13:26	一つスライドを追加しておりますでき、考え方としては、可搬式の消火器と固定式の消火設備ハロン消火設備につきましては消火剤の性状、
1:13:37	の方で凍結する恐れはないと、なので同月防止対策を必要としないと、またこちらについては建物内に設置または配置されるもので、
1:13:47	ですので風水害に対しても性能が著しく阻害されることはない、さらには屋外と連結する消火配管の方は有しないものとなっておりますので、地盤変位対策も必要な、
1:14:01	となり、必要としないということを説明しております。その二つ目のポイントで固定式消火設備ハロン消火設備の方になるんですけども、地震等の自然現象によって、
1:14:13	万一使用できない場合にあっては可搬式の消火器のほう用いまして、J 消防隊と厚生省が到着するまでの消火活動を行っていくというところの説明を追加させていただいております。
1:14:26	本資料前回からの変更点は以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:32	はい、ありがとうございました。今、修正点も含めて確認したいこと等あればお願いいたします。
1:14:46	式にして、
1:14:49	そういった方がいいからね。
1:14:52	当然マイク変えていただいて、
1:14:56	すいません。
1:14:59	火災対策室の山下と申します衛藤。
1:15:03	2 ページのところで、
1:15:07	全科いい議論になったところをですね、燃料洗浄機室、
1:15:12	感知器を設置ない部分として燃料洗浄機室の説明をいただきまして、
1:15:17	前回ですねもし火災が発生しても、
1:15:21	原子炉の安全上支障がないですよってというような説明が必要ではないかという議論になったかと思うんですが、
1:15:27	それについてはいかがでしょうか。
1:15:34	原子力機構問題です前回、ここで万一火災が起きた場合はどうなるんだっていうお話いただきましたそれにつきましては、今回、資料には記載していないんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:47	時価影響軽減等の影響評価の方、説明させていただく予定でおりまして、その中で、ただ、仮にその燃料洗浄室の方で火災が起きた場合には どういった
1:16:01	結果になってその結果原子炉の安全上、影響を及ぼすことがないといったところを説明させていただく予定でおります。
1:16:17	それとリンクするからお話、
1:16:21	だからちょっと、逆に審査側としても、あれなんだけど、どういう整理をして、いや、これ、
1:16:29	要は、今、
1:16:32	ここの話はOKだっていう、
1:16:36	言えない。
1:16:38	いやですね。だからそこをきちっと整合性とあれ。
1:16:42	要はそれとうセットですよっていう資料の書き方にしてもらわないと。
1:16:48	すみません、じゃあ、編集長の片野です。今指摘があった内容はその通りなので、もしですね、そういう説明の仕方をするのであれば、ここに ですねあの方影響評価の中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:03	合わせて判断していくとか設計するっていうようなことを明記していただくっていうのはどうでしょうかね。
1:17:10	今、安保、或いは先送りしてるわけなんで、判断っていうか根拠をですね、根拠を先送りにして、設計だけはこうだと言っててるんで、そこをわかるようにしていただくっていうんで、どうでしょう。いえ。
1:17:24	原子力機構問題です承知しましたそういった旨のところを追加させていただきます。
1:17:32	はい。
1:17:37	すいません火災対策の山下ですけども、
1:17:41	5ページと7ページのところの説明で、
1:17:44	これも前回議論した部分。
1:17:47	違う。
1:17:47	可燃性の蒸気となることはないっていうふうに、今回記載いただきました。
1:17:53	これについてもですね、
1:17:57	おっしゃることはわかるんですけども、
1:18:00	例えば

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:02	燃焼範囲に入らないとか、
1:18:05	免除範囲の下限界に達しない。
1:18:08	レベルなので安全ですというふうな主張をされるとどうかなと思うんですがいかがでしょうか。
1:18:19	原子力機構問題ですちょっと確認した上でそういった記載で、の方も検討させていただければと思います。
1:18:29	あ、すみません、火災対策室の齋藤ですけれども、
1:18:33	要は今山下が申し上げたことをちょっとだけ補足しますと、要は
1:18:40	可燃性の蒸気になることはないっていう表現が、通らないっていうことなんです。要は、どんな温度であったって、水蒸気と同じように、
1:18:52	蒸気発生するんですねそれは可燃性蒸気ん決まってるんですよ。
1:18:57	ただ、引火点に達しない程度の濃度でしかないですよと、いうようなことを言わないと通らないんじゃないですかっていうようなことを申し上げておりますのでちょっと表現等についてはですね、
1:19:09	今補足した通りちょっと修正をお願いしたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:15	原子力機構恩田です補足いただきありがとうございます内容について理解しました。ですのでこの表現ご指摘、ご指摘いただいたところ踏まえて
1:19:28	適切な表現となるように修正させていただきます。すいません機構の高松です。今のご指摘の件は、可燃性の蒸気が燃焼範囲に至ることはないって書いてあれば、
1:19:40	それは説明になってるというふうに考えればよろしいですか。
1:19:45	そうですね関連性の所として、
1:19:49	燃焼範囲内に到達していないとか、引火点になるほどの濃度に達していないとかですね、要は意味を通りような内容にしていただければと思います。
1:20:00	はいわかりました。ありがとうございます。
1:20:05	はい。すいません。葛西室の山下ですけれども、ちょっと細かい部分も含めてあと何年、何点かお聞きしたいんですが。
1:20:12	24 ページ。
1:20:14	お願いします。
1:20:21	24 ページの一番下の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:24	※3の説明ですね、消防法施行規則第23条第3項、
1:20:30	という記載なんですけどもこれおそらく第4項の第3号、
1:20:34	を指してるのかなと思うんですがご確認いただけますでしょうか。
1:20:42	原子力機構本多ですすいません確認させていただきます。
1:20:47	はい。そこは記載だけのところですね。
1:20:50	第3号まで、もし記載されるのであればその一番、※1のところの第4
	項、
1:20:58	の後に第7号というのも追加いただけるといいのかなと思います。
1:21:05	研修機構問題です承知しました。
1:21:08	はい。確認をお願いします。続けてですね、25ページをお願いします。
1:21:17	25ページの二つ目煙感知器の二つ目のポツのところ、
1:21:23	感知器等規格省令第17条の1、
1:21:28	ということで、記載いただけてますけどこれ、十七条の5の公電アナロ
	グではないでしょうか。
1:21:43	原子力法問題ですすいません確認させて必要に応じて変更させていただ
	ければと思います。
1:21:51	はい、浅井伊佐山下ですよろしくをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:54	それを含めてですねえと。
1:21:57	今回感知器全体につきまして、
1:22:00	感知器各症例、
1:22:03	によって性能を確保していますという説明をいただいてよくわかるんで すけれども、
1:22:08	ちょっとこの記載だけですと、感知器の同等品、
1:22:13	の使用も含まれるような記載になりますので、
1:22:16	要するに障防法の検定品を使用しているのかどうか。
1:22:20	ていう説明がまず必要なんじゃないかなあと。
1:22:24	と思いますが、いかがでしょうか。
1:22:50	これは
1:22:53	はい。
1:22:55	すいません原子力機構問題です
1:22:57	熱感知カメラ伊賀伊井のところの、例えば香典アナログの煙とか熱通に 関してはその検定品を用いるというところになりますので、
1:23:09	そういったところを説明のほう追加させていただければと思います。ち よっとわからない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:16	はい。笠松山下ですよろしくお願いします。
1:23:19	検定品であればその性能が確保されているっていうのがもう説明な強い わかることにもなりますので、
1:23:28	逆にその熱感知カメラ、
1:23:30	検定比がいいのものである熱感知カメラについては、詳細に説明いた ければなと思います。
1:23:38	原子力法問題です承知しました。
1:23:41	はい。
1:23:43	葛西津山下ですけれども、その熱感知カメラ、
1:23:47	につきまして、これも前回指摘させていただいたかと思うんですけれど も、
1:23:53	熱感知カメラ、障防法の検定品については、
1:23:57	消防法に基づく維持管理、点検をしていただくってことですけれど も、です感知カメラについての点検、維持管理について今回説明は入っ てないのでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:14	<p>検証表をないですすみません説明のを追加するのを失言しておりました 申しわけありません。ただ、カメラ頻度を点検の頻度等については今ス ライドの方でいきますと、</p>
1:24:30	<p>33 ページの方に書いてある検定品と同、同じような頻度で確認をしてい くというところの方針でございますのでそういったところを</p>
1:24:42	<p>追加させていただければと思います。</p>
1:24:45	<p>ちょっと、</p>
1:24:48	<p>火災対策室の齋藤です。</p>
1:24:51	<p>検定品であれば、33 ページの程度の書き方でいいんですけども、今回 のこの熱監視カメラについての点検については、頻度だけじゃなくて、 どのような点検をするかと。</p>
1:25:04	<p>いうことをですねきちっと明示しないと、品質確保したことにならない ので、そこについてはきちっと追加していただきたいと思いますがご理 解いただけただけでしょうか。</p>
1:25:30	<p>原子力高野タカマツですすみません。</p>
1:25:33	<p>コメントとしてはすみません承知しました。</p>
1:25:38	<p>ただちょっとすみません一方で、今はそこが、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:43	どの発電のものでもちょっと今調べてるんですけども、がっちりしたところがちょっと決まっていなくて、ちょっと
1:25:51	お時間いただければありがたいなというところなんですけども。
1:25:55	いかがでしょう。
1:25:56	我々としては、審査するのにあたって、ひょっとして、は、実用炉の方の話は私の前任が、
1:26:06	抜けてたのかもしれないんですけども、正直言うと、日本フェンオー ルの感知器偽装の話があったんで、我々としては、検定品でないものについて、
1:26:18	きちっと検査の品質とかです事故についてやっぱり確認しないといけないんですね。
1:26:25	なので、あれ、申し訳ないんですけども審査側としてはですね、感知器の熱監視カメラについては、きちっとどういう検査を、どの頻度で、
1:26:36	やりますということをご保証してくれないと、ちょっとその部分イエスというふうに、今の段階ではちょっと言えないということだけですねご理解いただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:47	はい承知しました。なのですいませんちょっとお時間、今回の、ちょっと27、
1:26:54	2はちょっと間に合わないんですけどもちょっとお時間いただければ幸いです。
1:26:58	有している。はい。原子炉規制庁の片野です。今のところ、お話ではわかかったってことなので、もしはね、この点について明確にするっていうことであればまた会合で指摘するなりさせてもらってですね。
1:27:12	今後、ちゃんと資料化してもらうってということで、お答えをいただければと思いますけどもね。よろしいですかJ Aのそれで、
1:27:21	はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。
1:27:24	もう1点。
1:27:28	いや、終わってから、
1:27:33	すいません葛西室の山下ですけれども、33ページのところで、
1:27:39	これもちょっと細かい話になるんですが、
1:27:43	火災感知器について、自動試験遠隔、
1:27:47	試験、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:50	試験機能のない感知器について消防法施行規則第 31 条の 6 に基づく点検を実施するみたいな記載になってるんですけども、
1:28:00	自動試験遠隔試験機能のある感知器についても、
1:28:04	試験項目の一部は免除されるんですけども同じように、消防法の点検が必要なので、
1:28:10	それがわかるような記載に修正いただければなと思うんですがいかがでしょうか。
1:28:17	原子力機構本田ですそのように所こちらも修正させていただきます。
1:28:25	はいよろしくお願いします。
1:28:29	それからすいません、今回の変更点じゃないんですけども、
1:28:33	ページを、
1:28:34	麻生。
1:28:42	40 ページの一つ目のポツの 2 行目の終わりのところからなんですけれども、
1:28:49	万一の火災時にあっても、
1:28:51	他の機器での火災の発生が防止できる。
1:28:54	ていう記載がちょっとわからなくてですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:57	これは、延焼を防止できるとかいう意味で書かれたものでしょうか。
1:29:32	原子力機構恩田です。すいませんご理解の通りでして延焼を防止できるという趣旨Dの兵庫県です。ただ、確かに今の表現ですとそういったところ読み取れませんので、
1:29:45	そこについては表現の方修正させていただければと思います。
1:29:53	はいよろしく申し上げますそれからすいません最後1点だけ確認させて欲しいんですけども、
1:29:58	消火設備全体といいますか、
1:30:01	ハロン消火設備等、
1:30:03	消火器について、これは、
1:30:06	炉規法で上乗せされている。
1:30:09	部分についての説明なのか、消防法による設置のものも含まれているのか。
1:30:15	ちょっとその辺りだけ教えていただけますか。
1:30:55	原子力機構の高松ですけどこの点検の内容そのものは、
1:31:00	障防法のを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:03	もうこの点検を実施する形になります。ちょっとすみません今ちょっと時間が空いたのは、
1:31:12	ちょっとこれから、そこへ厚生消防との相談になると思うんですけども、
1:31:18	中橋消火器も少し本数を増やそうかなっていうところも、
1:31:22	ちょっと検討の中には入っています。それが、いわゆる障防法の中のカテゴリーに、
1:31:30	入れるのか、原子炉施設としてだけ取り扱うのかはちょっとこれからの相談になるので、
1:31:36	すみませんちょっと今明言はできないんですけどもいづれにしても、ここに書いてある項目は、我々が持ってるかは指標書きそれから障防法であつても、
1:31:46	実施するような内容になるのかなというところです。
1:31:52	財津山下です。ありがとうございます。点検についてというよりも、設置自体がですね、
1:31:58	例えばハロン消火設備は、すべて炉規法により上乗せ設置されるものなのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:05	障防法でもともとついてたものなのか。
1:32:09	というところを教えてくださいませんか。
1:32:20	そうですね今、その前の例えば 39 ページに例示してある。
1:32:27	ハロン設備は今ある、
1:32:30	アロン設備、
1:32:32	になります。
1:32:36	あとはちょっとすみません今後、
1:32:38	影響評価の話もありますけどもその中で、
1:32:43	ハロン消火設備の場所をふやすようなところを考える場合にはちょっと その他に施設として出すところが出てくるのかなあとは思っています。
1:32:57	はい。ありがとうございます。もし、今後でもいいので、
1:33:02	ちょっと
1:33:03	労基法で安全のために上乘せしているものについて教えていただければ なと思います。よろしくをお願いします。
1:33:10	はい。私からは以上です。
1:33:12	拝承しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:16	今の山下から齋藤ですけども今の山下からのお話をちょっとだけ補足しますと、要は、
1:33:24	すべて障防法によるものですよっていう整理をした場合、これまで剰余のやつは足りなかったんですみたいな話になって変なサインになりますよっていうのも一つマイナスの、
1:33:35	方の影響としてあるということで、あくまでも障防法のものについてはあくまでも障防法のもので。そうでなくて消防にも話はしますけれども、目標で上乗せするものについてはこれは炉規法のものなんですと。
1:33:49	いうことをですね、皆さんの方でご説明できてないと、後でじゃこれは何のための所何に基づく、脳症カー設備なんですかって話に、
1:33:59	なったときに、皆さんの方が対応が厳しくなりますよってことをですね、簡単に言えば、それが一番の大きな花椎名のと、
1:34:10	あと今後のその点検をするときとかに、障防法として出さなきゃいけないものと我々その原子炉のその管理の話として、これだけそろえなきゃいけない話というのはこことこの違いがありますよと。
1:34:22	いうところをですね明確化していただきたいというところもやっぱりありますので、そこについてはですね先ほど山下からお話をさせていただきましたけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:32	ちょっと時間かかっても構いませんのでその訳はですねきちんとしていただきますようお願いいたします。
1:34:40	原子力機構の高松ですはい、承知しました。
1:34:44	少し悩んだのはですね。
1:34:46	要は消防設備つけると。
1:34:50	これも公設消防として管理しようかって話が、
1:34:55	後から出てくる可能性もあるので、
1:34:58	ちょっとすいません今、回答に悩んだ次第で要は、我々としては今あるものは小に基づくものになっていて、今回施設として上乘せするものが出てきます。
1:35:09	一方でそれを構成消防のお店したときに、これも含めて、管理しようかってというような話にも、
1:35:20	なる場合もあるのかなあというところがあったので、すいませんちょっとスパッとした答えが出せなかったというようなところですので、我々として、今あるもの、今回上乘せするものというところで、
1:35:32	区別はまずさしていただきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:36	下は時点時点で変わることもあるかと思いますがでもそれも含めてですね きちっと管理していただければと思います。審査の時には、審査として 我々は炉規法の審査のこの部分目標の新部分として審査をしますので、
1:35:51	そうなんですけれども消防のう。
1:35:55	との、
1:35:56	整理っていうのもですね、これも若干我々消防の人間、
1:36:04	からきてる人間等々からするとですねちょっとその訳もですね後で問題 ないかねないのでちょっとそこはですね、我々としてもちょっとお願い をしたという次第でございます。これはこれで結構です。私の方から、
1:36:17	ちょっと先ほどのちょっと熱感知カメラのことについてちょっとご質問 させていただきたいんですけども、
1:36:25	26 ページの上から二つ目のポツのところで2行目にまたっていうので、
1:36:35	監視距離については基準がないためこれはこれでいいんですけど、じゃ あ実際にその審査するのにあたって、どの距離でどれぐらいの角度で網 羅しているのかということについては、それは書けないんですかねと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:53	要はですね、次の 27 ページに、これを網羅してますという御説明の図がついてるんですけども、この図をですね、我々として審査するのにあたって、
1:37:06	距離とですね、角度がなければ、その保証がなければ、
1:37:11	審査しようがないんですよというですね、という非常に
1:37:18	普通のご指摘したつもりなんですけども、ここ対応できますかね。
1:37:24	してもらわないと逆に困るんですが、
1:37:28	すいませんちょっとお時間いただくかもしれませんが、どっかの段階では回答させていただきますすいません。
1:37:36	あともう一つですねこれは私の勝手な老婆心に最後なるのかもしれないんですけども、結局、ある一定の温度に達したときに、警報発する火災感知器であるというご説明をいただいたん
1:37:53	ですが、
1:37:54	今こう見る場所、監視する場所を、
1:37:58	屋上とか屋外の部分でコンクリート面をですね見てるんだとすると、
1:38:05	結構そのいわゆる普通の熱感知器が見る温度ぐらいまで普通に上がってしまうような気がするんで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:13	これは誤作動があその後作動っていうかただし、温度は正しいんですけどもね、結局夏とかでコンクリート温度が上がったときにも、
1:38:23	警報 8 スルーはしてもその度に確認するというリスクを冒してでもとりあえずやるなんていうイメージでとらえておいてよろしいんでしょうか。
1:38:33	それよりももっと高い温度を設定して絶対に
1:38:37	でしかない、火災でしかないですっていうの温度を設定するんでしょうかってこれはすみません
1:38:43	ちょっと審査とは若干関係なくなるかもしれないんですけどもちょっとその辺のか
1:38:49	原理とですね実際の運用についてのちょっと考え方についてちょっと補足していただけませんかでしょうか。
1:38:58	そうですね原子力のタカマツです今、今ご質問いただいた質問への回答も含めてちょっと、
1:39:06	お時間はいただきたいなと思います。ただし、当然、
1:39:11	誤動作は避けたいという形で考えておりますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:16	すいません何らかの措置は考えるというようなところにはなるかと思 いますので、設定値を高くするのか、
1:39:24	カメラの状態であることは間違いがないので、画像を持ってまっすぐ判 断できると、いうようなところで考えるのか、
1:39:35	ちょっとその辺り、方針は決めてご説明させていただきたいと思いま す。
1:39:41	はい。じゃあ、また別途かもしれないけれどもご説明いただけるという ことで承知いたしました。で、この 32 ページのところ、次にこのカ メラのことの中央制御室での監視についての記載がちょっとあるんです が、
1:39:59	要は熱監視カメラの受信機と、それから一般のその他の設備の受信機 と、
1:40:09	とりあえずあれなんすけど、完全に別場所 2 設置し、近傍に設置して、 両方ともわかるってイメージじゃなくて完全に別場所に設置するという イメージになるんですかね。
1:40:22	二つ目のポツの話ですけどね。そうですねちょ、ちょっとスペースの問 題でそこは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:29	今、お約束できないところではあるんですけども、当然確認は1ヶ所でできた方が合理的なので、
1:40:37	近くに設置したいという思いはありつつも、ちょっとスペースがそれを許すかどうかわからないので、
1:40:43	すいませんちょっと離れた場所に設置される可能性もあるというよう な、
1:40:49	すいません現状のことになります。そうですか。もしそうであればです ねきちっとこの熱監視カメラのこの映像も、何だっけ火災感知のための ものですよってというような表示をきちっとしてわかるようにするとかで すね。
1:41:05	そうした事をですねきちっと何ていうんすかね。中央制御室の監視とし て、こういう手当をとってますという話をですねちょっと補足いただき たいなと思いますんで記載ぶり等について検討をお願いしたいと思いま す。
1:41:20	はいわかりましたじゃ、そうですね中央制御室に設置される防災監視分 についてはそれがわかるようにと。
1:41:27	明示するというようなところでそれは今の既設新設にかかわらずという ところで考えたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:35	はい。承知いたしました。
1:41:38	あとすいません。間違いじゃないんですけども老婆心ながらというのが、す。最後に私からパッと見た感じの最後のご指摘として 21 ページの雷の話なんですけど
1:41:51	表現については何ら間違っておりませんで、
1:41:57	実際のところ、
1:41:59	この J I S に基づいた場合に、レベルがーの
1:42:05	この J I S にはレベルが一般の建物確かレベル IV だったかなとあとこうした建物のレベル 1 とかっていう話があるんですけども、当然そのレベルきちっと合わせていただけるんですよっていうとりあえず、確認です。
1:42:21	いや要はこの記載だと、一般の建物のレベル IV でもいいように聞こえるんですがあの図は多分これレベル 1 のことを指してんだろうなとに、
1:42:30	R が二重になってるんで、多分レベル 1 なんだろうなっていうのはそれはあの図から推測はできるんですけども一応確認です。
1:42:40	そうですねご指摘の通りです。今レベル 1 で、
1:42:44	設計をされていて、それに合わせて、施工する予定をしています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:52	で、これ触ってましたよね。
1:42:55	はい。はい。
1:42:56	それを、
1:42:57	はいすいません。はい。大丈夫。はい。はい。
1:43:03	朝日。
1:43:04	はい。ありがとうございますかなりここは専門的な話なんで等見ながら こう成長の人間では指摘できないことが多かったのでありがとうございます ます。
1:43:16	あと基本の観点も含めてですね審査チームからもしあればお願いしたい んですけど、どうでしょうか。何かあれば。
1:43:26	何かあれば、ないですけど。はい。はい、じゃあ、
1:43:32	規制庁、小森です 18 ページ。
1:43:36	前回ちょっと含めたので対応で書いていただいていると思うんですけれ ど、何年間この編成の間の大体、
1:43:46	大体、物としてのものだということで A B C 書いていただきます。
1:43:52	ちょっとここ気になったら 5 年 1 と書いてあって、※1、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:57	これは詳細設計において適用する代替措置の難燃性能について示すとい うことになって、これはそれで今こう書かざるをえないかもしれませ んけどこれだと、
1:44:10	結構人に先送りしてるように読めちゃったんです。それで、これ項目は 三つは強いしていただいたらわかりやすかったんですけど、ちょっと これだと、というところなのかなってというのがちょっと思った。
1:44:24	以上です。
1:44:27	この1ページ。
1:44:33	今までは低下しておりますか。
1:44:37	うん。
1:45:01	すいません、原子力のタカマツすみません、
1:45:06	ここの記載について今駒井さんのご指摘通りのイトウだったようです。
1:45:12	ちょっとあれだったのがこの間決かどうかって話をしていた。
1:45:17	対価バスダクトの話ですとか、
1:45:21	ちょっと説明できない部分があるなあというところで、ちょっとお話し せていただいたときに、確か、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:28	岡野さんからエントリー様はさ、そこを明記したらっていうなお話もい ただいたので、
1:45:35	そこを変えたところではあるんですけども、
1:45:44	すみません、現段階では、
1:45:48	そうですねちょっとこの記事を消しといた方がいいです。
1:45:52	来前回言ったんだからちょっと言いますよね。
1:45:56	これ私、片野委員前回言ったのは正しくさ、終わってないのか、うまく 解釈されてしまったのかってのはあるんですけど、
1:46:05	A B Cを出していただくのは結構で、むしろいいんですけど、ただね、 許可段階で、これの性能は押さえておかないと駄目ですね、工認でどれ を使うのか選ぶのはいいんだけど、許可段階で、これ、これがちゃんと な。
1:46:19	不燃性がある。残念性があるってのは、押さなきゃいけないんで、これ 先送りは駄目です。
1:46:25	はい。承知しました。すみません。そういう意味では、ちょっと今日の 時点では、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:31	※1 を天田そうですね※1 は残した上で、適用する代替措置の難燃性については別途示すっていうようなちょっと記載に変更させてください。そうですねと示してくださいこれはおなじものを設工認、
1:46:46	N設計をしろって言ってんじゃなくて、こういう方策は確かに難燃性が確保されますよってことを言ってくれさえすればいいので、それだったら、それができないとそこに行けないからね、こっちってことで、
1:46:59	そうですね、はい、わかりました。ありがとうございます。
1:47:03	すいません。齋藤ですすみませんご指摘以上とっておきながら一つし てご指摘させていただくの忘れたんですが一つ前の 17 ページのところ なんですけど、
1:47:12	同じケーブルの難燃ケーブルの使用のところなんですけど、二つ目のポチ のところはただただし書きがあるんですね。
1:47:21	そこの 2 行目のところに、または既設ケーブルのうち、取りかえが困難 である者等っていうふうに通って書いてあるんですけども、
1:47:31	これって、条件を限定はできないものなんですか。要は、今このま まいくと、要はその代替措置は、要は難燃ケーブルの使用が困難な場 合、なものであれば何でもいいですよって話になるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:49	床、それは何でかっていうところの前に通っているもの、文字が1個入っちゃっているがためにこういう話になってるんですよね。で、
1:47:57	実際には条件としては、多分取りかえが困難なのかあとプラスアルファ何かそういった条件があってそれで取りかえが困難というような説明になっていけばよりですね、ここの部分、
1:48:10	確認ははっきりとすることになると思うんですけども、ここの頭というのは、取れるものなんでしょうか、取れないものなんでしょうか。
1:48:29	防災局も含めた、
1:48:33	というか、そうですねすみません取れる気がしますね取りかえが困難が困難であるもので、
1:48:40	難燃ケーブルの使用は困難な場合にあっては、っていう形ですかね。
1:48:45	いや他の条件があるんであれば他の条件をきちっと明記しといてくれればいいので、できる限り等という文字を取っておいていただいた方が要は審査側としてはですね。
1:48:58	条件が、これがこれに合致するレイクそうなんですよっていう話になると思いますんで、ちょっとそこはご検討をお願いしたいと思います。
1:49:08	すみません。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:10	ありがとうございました。
1:49:13	はい。
1:49:15	いかがですかね。他は。
1:49:20	ちょっと今の話が出たからこの17ページで、すいません片野ですけども事実確認をさせていただくと、この※の2を見るとね。
1:49:30	床下は、
1:49:34	医科歯科に敷設する系図以外に敷設するケーブルを対象とするって言うてますよね、※の2のところですね。
1:49:43	これ床下のケーブルっていうのは、
1:49:46	何年かしないんですかねするのかなというところはっきりよくはっきり言えないんですけど、これどうします。
1:49:55	今回の資料す。
1:49:57	数字でなんですけど、床下措置ってどう扱われてるのかっていうのが、あんまりわかんないんですよ。どうしますかね更新として
1:50:07	まだ検討中ですか、ここは。
1:50:17	現職の高松です。今、現状の選定の中では、
1:50:23	ここに記載の通りで、床下にあるケーブルについては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:29	何年かしないという方向。
1:50:34	を考えています。
1:50:39	そうですね先日指摘で、
1:50:45	要は、空気雰囲気です燃える場合もあるだろうから、それについてはどう考えるのかっていうご指摘いただいているので、
1:50:53	それに対する回答を準備しないといけないんだよなどは、認識してあります。はい、わかりました。それはもちろんね試験だから、3方策全部使って守ってくださいとは言わないので、
1:51:06	例えば難燃化ができないんだったら、例えばこれとこれで守りますって言い方は当然あるわけで、そこは、
1:51:12	設置者側のね設計の判断っていうのは、軽水炉と違って、まだ裁量がありますので、そこは構わないんですが、今葛西市長からもさっき指摘ありましたように、
1:51:23	何年かしないっていう条件の一つに床下ってのがあったら、
1:51:27	それがいいかどうかというのはあるんですけど、書いてもらうとかですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:32	そういうこともあるかもしれません。取りかえの困難の中に含まれちゃうんですかね、これ。そうですね。
1:51:40	すいません。取りかえが困難であるものは、
1:51:44	代替措置を講じるっていう、
1:51:48	形にしているので、
1:51:50	今の床下の件については、
1:51:53	その大体そっちも今、適用は考えていないというところで、
1:52:00	なってくるので上の等には入ってこない形にはなります。
1:52:04	そうですね。毎日ちゃんと返ってこないですね、そもそも大原則として そうなんですっていう話でないと話通じなくて、
1:52:17	なので
1:52:21	そうですね前回、火災ぼうぼう対象機器の選定のときに、
1:52:27	ご指摘をいただいたところがあるのでそれに対する回答っていうのは、 準備をする予定をしていますすいません今、まずは全体ご説明するとい う観点で、
1:52:40	ちょっと指摘回答後回しにしていますけども、
1:52:44	当然それ説明させていただいて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:48	そうではないかなという話になれば、床下にも受けはしていかなきゃいけないのかなと認識はしてますけども、
1:52:55	今現段階においては今ここに記載の通りというような考え方です。
1:53:05	はい。まずわかりましたけど、これお話を聞かないとあれなのかなあ。なかなかしにくいだとは思いますが。
1:53:14	規制のタンスとして申し上げておくと何もしないって言われると、ちょっとこう、それはうんとは言えませんってことなんですよ。組み合わせは認めてるんだから、何かやってよっていうことになるんですけど。
1:53:28	あそこをどのレベルでやりますかっていう、多分ねこの大事機能守るべき機器の単一下がったり、笠井玄德距離とか量とかの関係でね、影響の大きさはこれさっき影響評価を後でやりますってことだったんで、
1:53:42	そういうのから総合的に判断していいと思うんですよ。
1:53:47	あと系統分離どのぐらいできてるかってのもあると思いますので、そういうのも含めてどう思いますかっていうのは議論いただければ、設計として判断していただければいいかなとは思いますが、最初から何もしないうって決めてかかるのはやめましょう。はい。
1:54:05	はい。失礼しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:11	はい。他はいかがでございますか。
1:54:20	私からいいですか。アラカワですけれども、また床下絡みなんですけれども、
1:54:27	これまで床下については、空気雰囲気になったんですね。
1:54:33	かんじきま設置沖に行きますよっていう話なんですけど、
1:54:38	もうですけど、それって、うまく中層みたいところで、
1:54:45	なってるって感じでいきますかね、そこら辺に考えられて、
1:54:57	河合地形そのものについては、当然つけた後、
1:55:02	なることは確認する。
1:55:05	形にはなるかと思imasので、ケーブルかなと思imas。
1:55:24	次。
1:55:26	いわゆるもう一度言imasけれども、感知器を置いて、その信号は、
1:55:32	ケーブルに行きまして、中佐まで持ってくるんでしょうか。
1:55:36	はい。
1:55:38	こっちでいいますか議事課の小林ですけれども、他の管理、同じような形で、
1:55:46	大坂芝に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:47	必要なことを考えない。
1:55:55	そうするしかない。
1:55:58	はい。
1:55:59	少し安心しました。
1:56:11	はい。ありがとうございます。前回ちょっと話題があった16ページの関係で日吉津の対策って、特に何でもないので言ってたんですけど。
1:56:23	何か書かないですか、それとも口頭で説明します。
1:56:29	すみません私が最初冒頭大村変更点説明させていただいた時にちょっと落としてしまったんですけどもスライドの13ページの方になります。 すみません。ここ。
1:56:42	はい。
1:56:43	ここの学校或いは9日電流というところの一番下の※になるんですけども、皮膚については以前対応方針を決められておりましたを受けて、
1:56:57	ここに記載の通りへ2番の方設置する案については、タイヘキ等で隔離して火災の拡大を防止できる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:07	構造であると。なのでその電気盤、現場で皮膚による火災が発生したとしてもその安全機能のほうを確保するために必要な機能、
1:57:17	機器は防護することが可能であるというところを、説明させていただいている旨を対きいさせていただいております。
1:57:25	ひとまず了解ですありがとうございます。
1:57:39	どうですかね。なんか、あとは介護の議論というのはもちろんあるんですけど、ここは檀さん言った方がいいですよねとかっていうのがあれば、まわしてきておいていただきたいっていうことでは、
1:57:58	よろしいですかね。はい。ないわけじゃないわけじゃないわけじゃないんだけどあんまり言うと、厚生局審査みたいになってくるんで、及びとまたは使い方については、もう一度チェックしといてください。
1:58:14	及びというときにはアンドになるんで。うん。または、時には終わんなるんで、そこだけは今日、今日指摘すると、何か申し訳ないなと思ったんでってないところが幾つかあるんで、
1:58:29	であったんで、確認をいただければと思います。
1:58:33	検証機構問題です申し訳ありません及びまた使い方きちんと確認させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:53	はい。こちら辺はですねすごい大事な話でもあって、
1:58:57	ただ一方で、
1:59:01	規制者の資料ということでもあるので、1 ページちゃんと見ていただく と 言えば、大事なことだと思ふところが、よろしくお願ひします。最終 的にまとめ資料という形に、
1:59:13	なつたときにはですね、これ決議もしますけどそれをベースに審査書つ ていうのは、はっきり上げますので、
1:59:19	ぜひその段階では、今、室長から指摘があつたような取り入れていただ けるといいかなと思ひます。
1:59:26	よろしくお願ひいたします。
1:59:30	原子力機構同じです承知しました。
1:59:33	はい。では、一つは、今日ご説明いただく内容としてはこれで全部やり ますけども全体通じて何か言い足りない等ありましたら、この場で、
1:59:44	どうぞ言つていただければと思ひますけど。
1:59:49	原子力機構の方からは、何かありますかここはちょっとわかんないんで すよつていうのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:56	すみません質問ではないんですけども5月27日の審査会合に向けて最初の資料の提示の期限は月曜日、
2:00:09	考えてよろしいでしょうか。はい。結構です。結構ですっていうか、
2:00:21	土日作業職種わけじゃないんですけど、全然しないで欲しいんですけど、じゃあどういう月曜日の営業時間内でどうですか。
2:00:29	営業、営業時間内、
2:00:32	大丈夫でしょうか。フレックス
2:00:43	てます。
2:00:44	藪。
2:00:47	いや、じゃどうしようじゃない。
2:00:50	入れる皆さん議論しなきゃならないと午前中とか来ました。
2:00:58	原子力表なんですすみません月曜日の営業日時間内、営業時間内に提出させていただきます。
2:01:07	はい労務管理もぜひよろしくお願いします。
2:01:11	大丈夫。
2:01:19	はい。それでは今日はこれで終了してください。橋野資料の番号。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:25	議題は、うち1個しかないので、27日は、うち1個だけなので、資料 1、枝番とかなしで、123567。
2:01:35	あっちキュウカキュウはないのか、町井でいつも質問管理表が出るんで すかね。そういうふうには整えてもらえればというふうに思いま す。
2:01:48	原子力問題です承知しましたそのように裁判させていただきます。は い。よろしくお願いいたします。
2:01:57	あと何かあれば、
2:02:01	はい。映画監督になればこれで終わりにしたいと思いますが、
2:02:12	こちらから特にございませんありがとうございます。はい。ありがとう ございますこれにてヒアリングの方を終了したいと思いますどうもあり がとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。